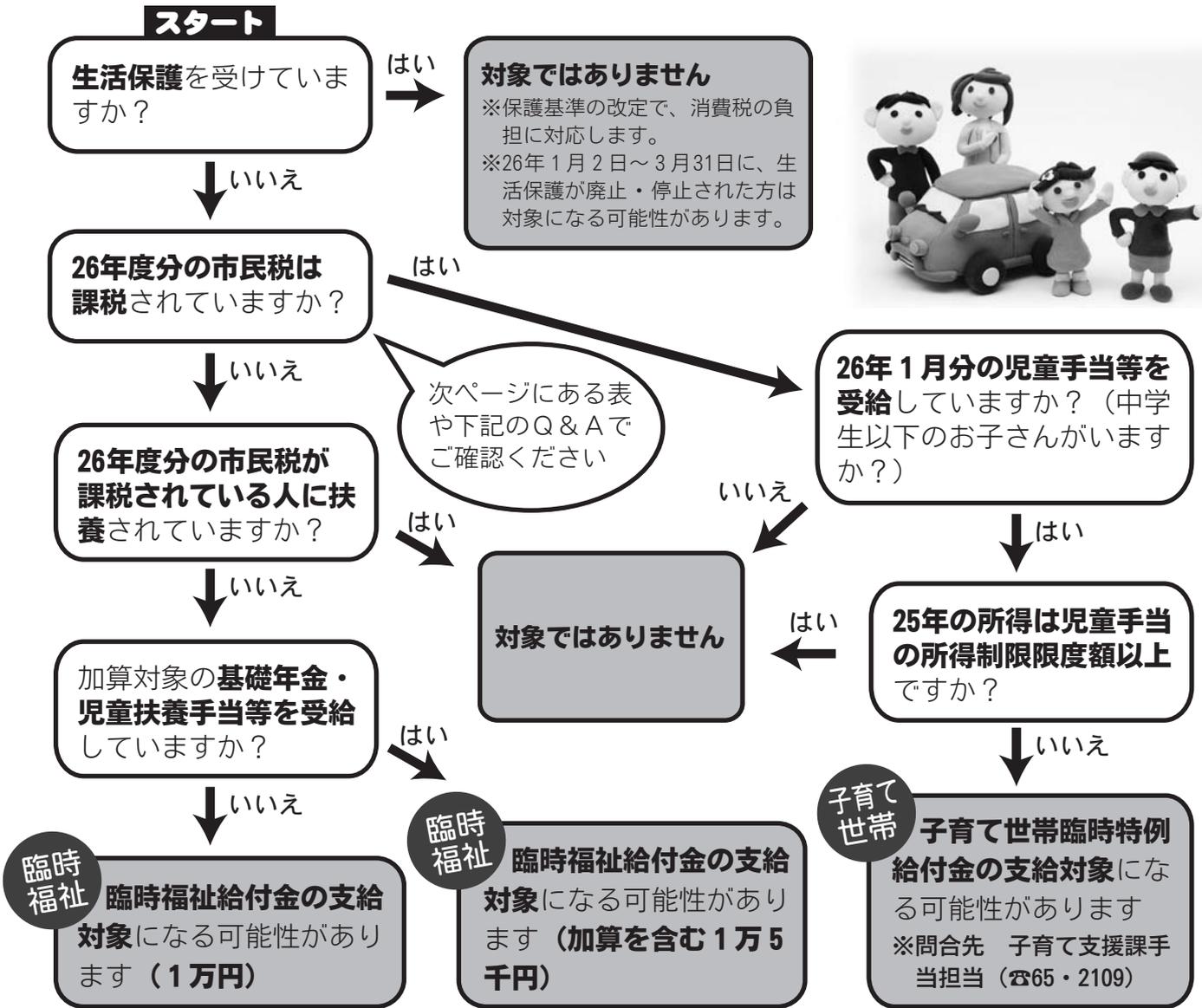


対象者診断チャート

※基準日は26年1月1日時点になります。
 ※チャートは一般的な場合を想定しています。



よくある質問 Q&A

Q 26年度分の市民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

A 例えば、
 ・給与支給明細書の「市民税」の項目に課税額が記載されている場合
 ・介護保険料決定通知書に記載の「保険料の段階」で5段階以上になっている場合には、基本的に市民税が課税されています。

Q 基準日（26年1月1日）の翌日以降に引っ越した場合、給付金の受け取りはどうなりますか？

A 今回の給付金は、基準日時点で住民票のある市町村から支給されます。具体的な申請期間や手続きは、基準日時点でお住まいの市町村にお問い合わせください。

Q 基準日（26年1月1日）以降に生まれた方や亡くなった方は、給付の対象になりますか？

A 基準日に生まれた方は給付の対象になります。しかし、基準日の翌日以降に生まれた方は対象になりません。また、基準日から支給決定するまでの間に亡くなった方は対象になりません。

7月から申請の受け付けを開始

臨時福祉給付金を支給します



4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得が基準額以下の方の生活費用を支援するため、臨時福祉給付金を支給します。

問合せ先 福祉課臨時福祉給付金担当 (☎0570・666・151)

支給対象者

次の①～④の全てに該当する方

- ①26年1月1日時点で西尾市に住民票がある。
- ②26年度の市民税（均等割）が課税されていない。
- ③26年度の市民税（均等割）が課税されている方の扶養親族に入っていない。
- ④26年1月1日時点で生活保護の支給を受けていない（26年1月2日～3月31日に生活保護が廃止または停止された方は対象になる可能性があります）。

支給金額

1人につき1万円。ただし、下記の①・②のいずれかに該当する方は5,000円が加算されます。

◆加算対象者

- ①老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者（26年3月分の受給があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方）
- ②児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者等（26年1月分の手当などを受給している方）

【市民税が課税されない所得水準の目安】

▼給与所得者

区分	非課税限度額 (給与収入ベース)
単身	93万円
夫婦	137万8,000円
夫婦子1人	168万3,999円
夫婦子2人	209万9,999円

▼公的年金等受給者

区分	非課税限度額 (年金収入ベース)
単身	65歳未満 98万円
	65歳以上 148万円
夫婦	65歳未満 147万667円
	65歳以上 192万8,000円

申請の方法

支給対象になる可能性が高い方には、7月から申請書を順次郵送しますので、申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて同封の返信用封筒で返送してください。支給対象になると思われる方で、8月31日(日)までに申請書が届かない場合は、お問い合わせください。また、申請書は福祉課や各支所に用意してあります。

申請期間 7月1日(火)～9月30日(火)

申請場所 福祉課臨時福祉給付金担当



給付金の受け取り方法

申請書に記載していただいた指定の口座に入金します。



臨時福祉給付金などの

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

臨時福祉給付金の手続きと偽って、ATM(現金自動預け払い機)を操作させたり、世帯構成や口座番号を聞き出したりする犯罪が発生する恐れがあります。

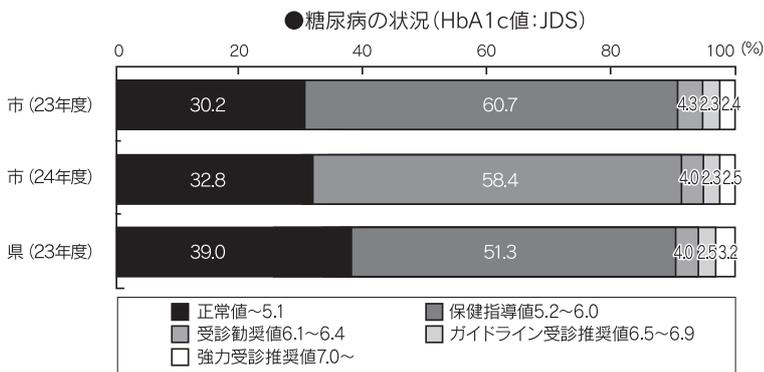
自宅や職場などに、市や厚生労働省の職員などがかたった電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたりしたら、迷わず市や警察署にご連絡ください。

連絡先 西尾警察署(☎57・0110)、警察相談専用電話(☎#9110)、福祉課臨時福祉給付金担当(☎0570・666・151)

糖尿病の予備群が多い!?

国保特定健診のHbA1c（ヘモグロビンとブドウ糖が結合した物質）値は、糖尿病予備群（保健指導値）の割合が県と比べて高くなっています。さらに、医療機関を受診する必要がある人の中にも未受診の人が多くいます。

糖尿病になる要因としては、食生活や運動習慣などの生活の乱れに起因するものが大部分を占めています。



資料:市国保特定健診

【市の取り組み】

糖尿病の重症化の予防

- 糖尿病の予防・早期発見と合わせて、重症化予防のための受診勧奨などにより、合併症の予防に向けた対策を強化していきます。

できることから始めてみよう!

肥満にならないようにしましょう

肥満は、さまざまな生活習慣病の原因となります。適正体重を知ることから始めましょう。

毎日の生活の中に運動を取り入れましょう

運動は生活習慣病の予防のほか、心身の機能の維持にも重要です。日常生活の中で、車やエレベーターを使わずに、歩くことを心掛けましょう。また、地域や職場でラジオ体操など、身近な運動をする機会を増やしましょう。

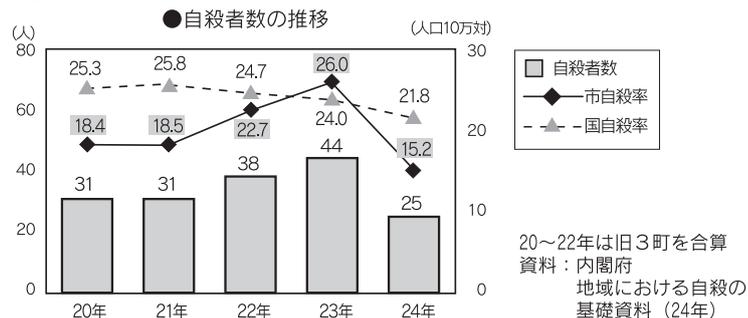


病気をシャットアウトのポーズ

こころの健康が危ない!?

自殺者数は増加傾向にあり、23年は44人で自殺率は全国よりも高くなっていましたが、24年は25人に減少しています。

自殺予防は、地道に声掛けができる人や何気ない会話から異変に気づくことができる人を、地域や家族で増やしていくことが必要です。



【市の取り組み】

自殺者の減少を目指す

- こころの病気の早期発見ができるような環境づくりに取り組みます。

できることから始めてみよう!

悩みごとは周りの人や専門家に早めに相談しましょう

こころの健康は、人が生き生きと自分らしく生活するために重要です。地域の中でお互いに声を掛け合っ、人と人とのつながりを大切にしましょう。

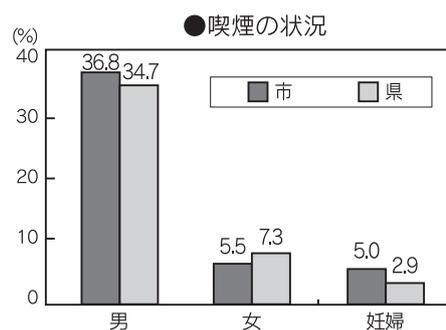


寿命をのば~すポーズ

たばこを吸う人が多い!?

男性の喫煙率は36.8%で、県よりも高くなっています。女性の喫煙率は5.5%で、県よりも低いですが、妊婦の喫煙率は妊娠届出者の5.0%で、県よりも高くなっています。

喫煙の健康への影響は大きく、喫煙者を減らしていくことと受動喫煙の防止が重要です。



資料:特定健診・特定保健指導情報データ分析(22年度) 母子保健報告(24年度)

【市の取り組み】

喫煙者の減少

- 未成年者の喫煙対策として、防煙教室を行います。
- 受動喫煙防止について取り組みを進めていきます。

できることから始めてみよう!

受動喫煙を防止しましょう

喫煙は、多くの健康への影響があります。たばこを吸う本人だけでなく、その周りの人への影響もあります。受動喫煙の防止に協力しましょう。



タバコをパンチングするポーズ

健康にしお21計画(第2次)を策定しました

市では、市民一人ひとりが健康づくりに取り組み、市民の「健康寿命」を延ばすことを目的に、健康にしお21計画(第2次)を策定しました。計画期間は26~35年度の10年間です。

今号では、本計画の中にある西尾市の主な健康問題や、今後の取り組み事項などについて紹介します。

問合先 西尾市保健センター (☎57・0661)

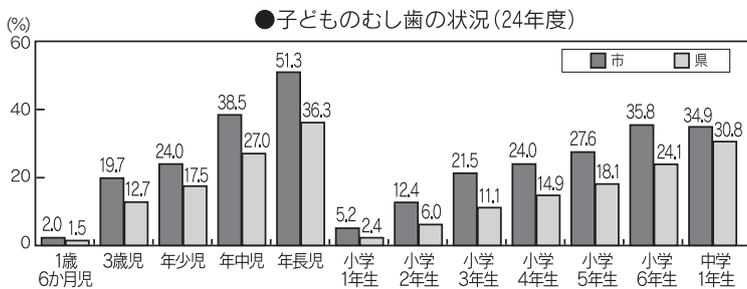


健康にしお21を推進し、市民の健康づくりを応援する戦隊キャラクター！



子どものむし歯が多い!?

むし歯のある子どもの割合が県と比べて高くなっています。歯や口腔の健康は、生涯を通じて豊かで自分らしい人生を送るために欠かせません。歯が無くなってしまうと健康への影響は大きく、その原因となるむし歯と歯周病の予防が重要です。



資料: 愛知県乳幼児健康診査情報、地域歯科保健業務状況報告(西尾保健所)
 ※小学1年生~中学1年生は名古屋市・豊橋市を除く。
 ※1歳6か月児~年長児は乳歯。小学1年生以上は永久歯。

【市の取り組み】

子どものころから歯の健康を守る

- 園や学校などで歯磨き指導等を進め、子どもの歯の健康づくりに取り組みます。
- むし歯に強く関与している生活習慣や食習慣を把握し、乳幼児健診などで指導します。

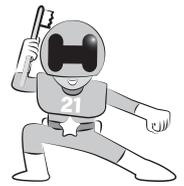
できることから始めてみよう!

8020を目指しましょう

※8020とは、80歳で自分の歯が20本以上あること。

歯は食べたり話したりすることなどに必要です。歯を失わないためには、むし歯や歯周病の予防が重要です。

かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診や歯磨き指導を受けましょう。



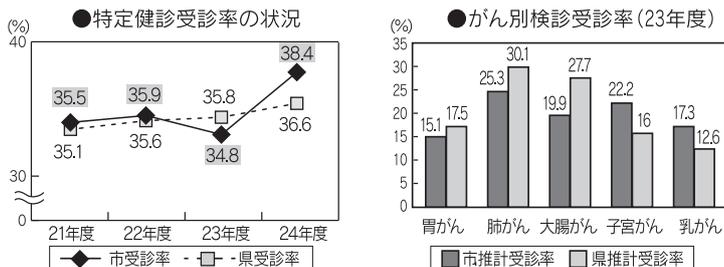
自分の歯を守るポーズ



健診を受ける人が少ない!?

国保特定健診の受診率は、県と比べてもほぼ同じ割合です。がん検診の受診率は15~25%で、国が目標としている50%に達していません。

健診を受けることは、自分自身の健康状態を確認して生活習慣を振り返ることや、必要な治療を受けることにつながり、生涯を通じた健康づくりのために重要です。



◇21・22年度は旧西尾市
 資料: 特定健診・特定保健指導結果報告(愛知県国民健康保険連合会)

資料: 各がん検診の結果報告、健康課事業概要(23年度)

【市の取り組み】

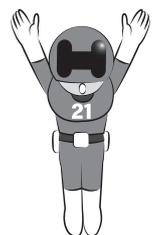
健診受診者の増加

- 健康診査の周知に努めるとともに、健康診査が受けやすい体制を整えます。
- 受診率が低い地区には、重点的に受診を働きかけます。

できることから始めてみよう!

健診は1年に1回は受けましょう

1年に1回は健診を受け、自分の健康状態を把握しましょう。健診後に治療などが必要な場合は、すぐに治療を受けるように心掛けましょう。



受診率向上をめざすポーズ

西尾市の職員を募集

採用職種・予定人員・受験資格 下表のとおり

採用予定年月日 平成27年4月1日

1次試験日 7月27日(日)

※保育・教諭職は、7月29日(火)または30日(水)に実技試験も行います。

1次試験会場 市役所

提出書類(各1通) ①受験申込書 ②自己紹介カード ③受験票 ④学業成績証明書 ⑤卒業または卒業見込証明書 ⑥資格証明書または免許証の写し(臨床心理士、精神保健福祉士、保健師、保育・教諭職で資格・免許取得者のみ) ⑦身体障害者手帳の写し(身体障害者のみ)

※試験要項と受験申込書、自己紹介カード、受験票は人事課に用意。市ホームページからもダウンロードできます。

申込期間 6月16日(月)～24日(火) 午前8時30分～午後5時。ただし、土・日曜日を除く。

申込・問合せ先 提出書類を持参の上、直接人事課人事担当(☎65・2152)へ。郵送による申し込みはできません。

その他 自己紹介カードによる書類選考を行い、合格者について1次試験を行います。



採用職種	予定人員	受験資格	
		年齢	学歴・資格など
事務職	3人程度	昭和49年4月2日以降に生まれた方	4年制大学・短期大学など<注3>を卒業または平成26年度中に卒業見込みの方
事務職【身体障害者】	1人程度<注1><注2>		公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を有する方または平成26年度中に取得見込みの方<注4><注5>
事務職【臨床心理士】	1人程度※身体障害者を含む。<注2>		精神保健福祉士の資格を取得した方または平成26年度中に取得見込みの方<注4><注6>
事務職【精神保健福祉士】	1人程度※身体障害者を含む。<注2>		保健師免許を有する方または国家試験の受験資格を得るための学校を卒業または平成26年度中に卒業見込みの方で免許を取得見込みの方<注4>
保健師	1人程度		4年制大学・短期大学など<注3>において土木を専攻し卒業または平成26年度中に卒業見込みの方<注7>
技術職【土木】	5人程度※身体障害者を含む。<注1><注2>	昭和59年4月2日以降に生まれた方	4年制大学・短期大学など<注3>において建築(住環境、インテリアを除く)を専攻し卒業または平成26年度中に卒業見込みの方<注8>
技術職【建築】	1人程度※身体障害者を含む。<注2>		4年制大学・短期大学など<注3>を卒業または平成26年度中に卒業見込みの方で、保育士資格および幼稚園教諭免許(免許更新対象者は更新済みのこと)を有する方または平成26年度中に取得(更新)見込みの方<注4>
保育・教諭職	19人程度	昭和44年4月2日以降に生まれた方	4年制大学・短期大学など<注3>を卒業または平成26年度中に卒業見込みの方で、消防職務を遂行できる身体強健な方
消防職	4人程度<注1>	平成元年4月2日以降に生まれた方	

<注1>事務職【身体障害者】、技術職【土木】、消防職については、別枠で高卒採用を予定しています。詳細は、7月11日(金)に発表予定です。4年制大学・短期大学など<注3>を卒業した方は、高卒採用を受験することはできません。

<注2>身体障害者の方は、身体障害者手帳の交付を受けている方で、自力で勤務公署へ通勤でき、介助者なしで職務を遂行できる方。

<注3>高等専門学校、専門学校(専修学校専門課程・修業年限が2年以上で、1,600時間以上の授業の履修を義務付けている課程)を含む。

<注4>平成27年3月末日までに資格および免許を取得(更新)できない場合は不採用となります。

<注5>採用後の職務は、保育園等の巡回指導、児童の発達検査に関する業務および保護者の心理相談などを予定しています。

<注6>採用後の職務は、精神疾患に関する全般的な相談、精神保健福祉法における医療保護入院・退院に関する業務および障害者総合支援法に規定するサービス等利用計画の確認業務などを予定しています。

<注7>採用後の職務は、道路・公園・上下水道工事等の設計積算および工事監督などを予定しています。

<注8>採用後の職務は、公共施設の設計積算・工事監理および建築基準法に関することなどを予定しています。

市民病院の職員を募集

採用職種・予定人員・受験資格 下表のとおり

採用予定年月日 平成27年4月1日

※免許取得見込み者が平成27年3月末までに免許を取得できない場合は不採用となります。

試験日と試験会場

▶ 1次試験…7月26日(土) 市民病院講堂(2階)

▶ 2次試験…8月24日(日) 市民病院講堂(2階)

提出書類(各1通) ①受験申込書 ②学業成績証明書 ③卒業または卒業見込証明書 ④身体検査

書(1年以内に受診したもの) ⑤各職種の資格証明書の写し(免許所有者のみ)

※募集要項と受験申込書は市民病院管理課に用意。市民病院ホームページからもダウンロードできます。

申込期間 6月16日(月)～7月15日(火) 午前8時30分～午後5時。ただし、土・日曜日を除く。

申込・問合せ先 提出書類を持参の上、原則として本人が直接市民病院管理課職員担当(☎56・3171)へ。

採用職種	予定人員	受験資格
看護師	35人程度	昭和49年4月2日以降に生まれた方で、看護師の免許を有する方または取得見込みの方
薬剤師	1人	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、薬剤師の免許を有する方または取得見込みの方
臨床検査技師	1人	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、臨床検査技師の免許を有する方または取得見込みの方
診療放射線技師	2人程度	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、診療放射線技師の免許を有する方または取得見込みの方
理学療法士	1人程度	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、理学療法士の免許を有する方または取得見込みの方
作業療法士	1人程度	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、作業療法士の免許を有する方または取得見込みの方
言語聴覚士	1人	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、言語聴覚士の免許を有する方または取得見込みの方

災害時協力井戸を募集

市では、地震などの災害で水道が使用できなくなった場合に、地域住民へ生活用水などを提供する災害時協力井戸を募集します。

応募された井戸は、最初の1回のみ無料で水質検査を行います。専門業者により大腸菌や硝酸態窒素など10項目の検査を実施し、飲料水用や生活用水

など使用方法の確認をします。また、井戸の情報は該当する地区の自主防災会へ提供します。災害時に井戸水を近所の方などに提供していただける方は、ぜひご応募ください。

募集期間 6月23日(月)～7月11日(金)

申込・問合せ先 危機管理課防災担当(☎65・2137)

消防出初式に使用する標語を募集



市消防本部では、毎年1月に消防出初式を行っています。この消防出初式のアトラクションとして行う「かくし絵」や「三連はしご操法」で披露する懸垂幕などに使用する防火に関する標語を募集します。

応募資格 市内在住または在勤、在学の方

標語の要件 新年にふさわしく、防火・防災意識の高揚、西尾市や消防の

イメージアップにつながるもの

その他 優秀な作品は、出初式で披露するとともに、賞状と記念品を進呈します。

応募・問合せ先 応募用紙に必要事項を記入の上、7月31日(木)までに直接市消防本部総務課企画教養担当(☎56・6250)へ。募集要項と応募用紙は市内の各消防署に用意。市ホームページからもダウンロードできます。

公共施設再配置に関するワークショップ参加者を募集

市では、公共施設再配置実施計画2014→2018で掲げた8つの再配置プロジェクトの内、①「吉良地区の多目的新生涯学習施設整備事業」、②「一色地区の新公共空間創造事業」について、市民の皆さんからご意見をいただくワークショップ「未来まちづくり塾」の参加者を募集します。

対象 市内在住の18歳以上の方（年齢は26年4月1日現在）。ただし、市税の滞納がある方を除く。

募集人員 ①、②それぞれ20人程度

※①と②の同時申し込みはできません。

活動内容 7月～11月の間に月1、2回開催するワークショップへの参加（1回あたり3時間程度）

提出書類 新たなまちづくりの出発点をテーマに、効率的で効果的な公共施設の再配置に関するあなたの思いを800字程度にまとめた作文

申込・問合せ先 6月30日(月)までに、作文と参加したい事業名・住所・氏名・年齢・職業・電話番号（様式は問いません）を記入の上、直接または郵送（必着）、ファクス、Eメールで資産経営課経営企画担当（〒445-8501住所不要 / ☎65・2156 / FAX57・1321 / ✉saihaichi@city.nishio.lg.jp）へ。

その他 ワークショップの開催日時など、詳しくはお問い合わせください。ワークショップ参加に対する報酬はありません。

吉良地区に常設資源ステーションを開設

7月1日から、市内4か所目となる常設資源ステーションを吉良地区に開設します。ぜひ、ご利用ください。

開設日時 年末年始(12月31日～1月3日)を除く毎日 午前10時～午後7時

回収品目 古紙（新聞・雑誌・ダンボール・紙袋・牛乳パックなど）、空き缶、空きびん、金物類、小型家電、スプレー缶、ペットボトル、白色トレイ、乾電池、蛍光灯、布類

※分別方法は、「家庭ごみの分け方出し方ガイドブック」をご覧ください。

その他 事業系(店舗や工場から出るもの)は出せません。

問合せ先 ごみ減量課ごみ減量担当（☎34・8113 / クリーンセンター内）



◀吉良地区常設資源ステーション
(旧吉良地区吉田不燃ごみステーション)

資源物の持ち去り行為を禁止します

市では、資源物の持ち去り行為を禁止するために、「西尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を一部改正し、7月1日から施行します。

持ち去り行為を禁止する者 資源物の収集・運搬業務を市が委託している者以外の者。ただし、町内会や自治会の役員がステーションの清掃・管理のために資源物を一時持ち帰る場合を除く。

持ち去り行為を禁止する場所 各町内会の資源ステーション、市の常設資源ステーションなど

持ち去り行為を禁止する資源物 古紙類、空き缶、空きびん、小型家電、金属製品など

違反者への罰則 20万円以下の罰金に処される場合

があります。

その他 ①持ち去り行為者に対して、直接注意したり、制止したりする行為は、トラブルや危険を伴いますので絶対にしないでください ②持ち去り行為を発見した場合は、日時、場所、持ち去り者の特徴（車の場合は車種・ナンバーなど）を分かる範囲で、ごみ減量課へご連絡ください ③各資源ステーションで定められている日時に出すようにしましょう。時間外に出すことは、持ち去り行為を誘発することにつながります。

問合せ先 ごみ減量課ごみ減量担当（☎34・8113 / クリーンセンター内）

ユニットNISHIOアグリレディが決まりました



市の農林水産物や特産品をPRする「ユニットNISHIOアグリレディ」の選考会が4月12日に行われ、選考の結果、3人が決まりましたので、紹介します。今後は、一色うなぎまつりをはじめ、さまざまなイベントに参加します。

問合先 農林水産課畜産担当 (☎65・2136)

【写真左から】 (年齢/出身地/職業/抱負)

内田彩香さん…20歳/一色町/学生/自分が生まれ育った大好きな西尾の魅力を、一生懸命PRしていきたいと思います。

伊豫田彩季さん…19歳/吉良町/学生/たくさんの方に、私の大好きな西尾を知ってもらえるよう精一杯がんばります。

美野部里佳さん…19歳/一色町/学生/大好きな西尾の農林水産物を、持ち前の元気さで、精一杯PRしていきます。

平原の滝開き

自然溢れる癒やしの場である平原の滝で、今年も滝開きが行われます。水垢離の式では、厄男たちが小滝から流れ落ちる清水に打たれ、無病息災を願います。

日時 7月6日(日) 午前11時～午後1時

場所 平原の滝 (平原町)

主な内容

▶式典…午前11時

▶水垢離…午前11時40分

▶野だて…午前11時～午後1時

▶風船つり、ところてん、スイカの無料サービス (数量限定)
…午前11時40分

▶俳句会 (当日の一般参加可能)
…午前11時

主催 平原の滝開き協賛会

問合先 市観光協会 (☎65・2170 /商工観光課内)



劇団四季ファミリーミュージカル「魔法をすてたマジョリン」



日時 9月14日(日) 午後5時開場、5時30分開演

場所 文化会館大ホール

入場料 ▶指定席(文化会館のみで販売)…一般=4,000円、高校生以下=3,000円 ▶自由席…一般=3,500円、高校生以下=2,500円

入場券販売開始日時と販売場所

①7月5日(土)午前9時…文化会館

※販売開始日のみ1人5枚までの購入制限があります。

②7月8日(火)以降…文化会館、岩瀬文庫、一色町公民館、吉良町公民館、幡豆公民館、おしろタウン・シャオのインフォメーション

その他 ①車いす席を利用する方は入場券購入時に申し出てください
②就学前のお子さんは入場できません ③託児を希望する場合は事前に予約してください ④前売り券が完売した場合、当日券は販売しません。

問合先 文化振興課庶務担当 (☎56・6660/岩瀬文庫内)